

平成30年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人鳥取県厚生事業団
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	平成30年11月13日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

(総評)

- ・ 前回指摘事項については、前向きに改善に取り組んでいた。
- ・ 法改正に伴う手続きについて、不備が見受けられた。
- ・ 会計監査人による会計監査を実施し、会計監査人からは無限定適正意見が記載された監査報告書が提出されている。
- ・ 定期的に福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果について法人ホームページで公表するとともに、苦情解決の取組、法人内外の各種研修参加により福祉サービスの質の向上に努めている。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>公開されている定款が直近のものではなかった。</p> <p>については、定款は鳥取県知事の認可を受けたとき又は届出をしたときに貴法人のホームページ等により公表すること。</p> <p>(法第59条の2第1項、規則第10条第3項)</p>	<p>ホームページの更新について担当者の連携を強化し速やかな公表を行う。</p>
2	<p>欠格事由に該当しないか、各評議員又は各役員と特殊の関係にないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて、理事及び監事の候補者については確認を行っていたが、評議員の候補者については確認を行っていなかった。</p> <p>については、評議員の候補者本人から、履歴書及び誓約書等を事前に徴し、欠格事由に該当しないか、選任の要件に該当するか等の確認を行うこと。</p> <p>(法第40条第1項、審査基準第3の1(5)、(6))</p>	<p>現任の評議員については、監査後に書面により確認を行った。</p> <p>今後、評議員が交代する際には事前に書面により欠格事由等の確認を徹底する。</p>
3	<p>平成30年6月27日の評議員会について、当該評議員会の議案として理事会で事前に決議されていない事項が招集通知に記載され、実際に決議されていた。</p> <p>については、評議員会の日時、場所、評議員会の目的等を理事会で決議の上、評議員会の日の1週間前までに各評議員に対して、招集を通知するとともに、理</p>	<p>該当の評議員会以外は事前に議案を理事会において議決している。</p> <p>この件に限らず、今後は関係法令等の認識の徹底を図る。</p>

	<p>事会の決議及び招集通知の内容に基づいて評議員会を実施すること。</p> <p>(法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条及び第182条、規則第2条の12)</p>	
4	<p>役員等報酬規程を平成30年6月27日の評議員会で改めて決議し、平成29年4月1日から施行と遡って適用する規程としていたが、当該規程は評議員会の決議の日から有効となるものである。</p> <p>については、評議員会の決議の日以降の適用とするよう評議員会の承認を得て改正すること。</p> <p>(法第45条の35第2項、定款第11条)</p>	<p>直近開催の評議員会で適用日の改正を諮る。</p>
5	<p>貸付金台帳、仮払金台帳等の補助簿が整備されているにもかかわらず、経理規程第12条に規定されていなかった。</p> <p>については、各勘定科目の内容又は残高の内訳を明らかにする必要がある勘定科目については補助簿を備え、経理規程に規定するとともに、補助簿の記録と総勘定元帳の記録が一致するよう正確な事務の執行に努めること。</p> <p>なお、会計帳簿は電磁的記録による作成も認められているので、この方法をとる場合には、経理規程に規定の上、電磁的記録により作成すること。</p> <p>おって、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>(経理規程第12条)</p>	<p>該当する補助簿について規程を改正した上で、規程に則った台帳として整備する。</p>
6	<p>貸借対照表内訳表及び事業区分貸借対照表内訳表において、事業区分間及び拠点区分間の取引により生じた内部貸借取引の残高が事業未収金、立替金及び事業未払金などに計上され、内部取引消去されていたが、事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書に記載されていなかった。</p> <p>については、資金の繰替使用は通知等において制限されているものがあるため、事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)の科目を使用するなどして、事業区分間及び拠点区分間の貸借残高であることがわかるよう是正し、年度内に補てんされていないものについては、事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)明細書に記載し、繰替使用の制限の確認ができるようにすること。</p>	<p>今後は拠点及び事業区分間の資金の流れが把握できるよう明細書を整備する。</p> <p>また、期中についても実態が把握できるよう使用する科目について、財務会計システムの設定を見直すなどの対応を検討する。</p>

	(会計省令第 30 条、運用上の取扱い 25 (1)、留意事項 12)	
7	<p>西部やまと園拠点区分貸借対照表の原材料と就労支援事業明細書の期末材料棚卸高が一致していなかった。</p> <p>については、附属明細書は計算書類との整合性を図ること。</p> <p>(会計省令第 30 条、運用上の取扱い 25 (2))</p>	<p>就労支援に係る附属明細書は財務会計システム以外で作成していたためのミスであった。</p> <p>今後は計算書類と附属明細書の整合について照合を徹底する。</p>